

# 生駒市建設工事検査マニュアル

## 1. 目的

このマニュアルは、生駒市建設工事検査要領に基づき、土木・建築工事技術検査基準第3条から第7条に規定する検査を実施する場合の方法、工事完成検査についての注意点、検査のフロー図、検査職員の心得・留意事項等を示し、検査事務の統一かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

## 2. 検査の方法

工事の実施検査は内業検査（書類検査）、外業検査（現地検査）に分類し、次に掲げる項目に重点をおいて、別に定める、工事完成検査についての注意点を示し、周知を行った上で検査を実施する。

### （1）内業検査の重点項目

- ①設計図書・施工図等を確認し、設計内容を理解する。
- ②施工プロセスチェックリスト（生駒市版）により各考査項目の確認をする。
- ③施工計画書が設計図書の内容及び現場条件を反映したのとなっているか確認する。
- ④施工体制台帳に必要事項が記載されているか確認する。
- ⑤資機材等については、その品名、数量、品質、規格及び性能を設計図書や納品書等で確認する。
- ⑥工事記録写真等、特に不可視（隠蔽等）部分の寸法、形状等が設計どおりであるかについて確認する。
- ⑦指示書、協議記録及び工事打ち合わせ簿等の確認、特に設計変更の対象となるものについて確認する。
- ⑧出来形管理図表により管理されているかの確認をする。
- ⑨工事写真については、着手前及び完成後、施工状況、安全管理、使用材料、品質管理、出来形管理、災害、事故等について確認する。

### （2）外業検査の重点項目

- ①所定の仕上げ・寸法・形状・数量等の確認について、土木工事は土木工事技術検査基準別表第2から別表第4に基づき適否の判定をし、建築工事は建築工事技術検査基準別表第1及び公共建築（改修）工事標準仕様書（最新版）に基づき適否の判定をする。
- ②工事目的物の品質（性能及び機能）が十分に満たされているか確認し、適否の判定をする。

- ③所定の固定性・安全性及び強度について、設計図書及び使用上の問題がないことを確認し、適否の判定をする。
- ④機器類の保守点検が可能なように施工されているか確認する。
- ⑤中間検査においては仮設計画(特に指定仮設)、安全管理状況及び交通処理状況について確認する。
- ⑥不可視部分についての工事記録写真、検査記録等により適否が判断し難く、破壊検査を実施する場合は、可能な限り最小限とする。

### 3. 検査結果の評価及び指示

- (1) 検査職員は検査を実施した結果について、手直し事項、今後改善を要すると認めた事項及び注意すべき事項について別紙に定める、検査職員の心得・留意事項をもって講評を行う。
- (2) 手直し事項については「手直し工事指示書」〔「生駒市建設工事検査要領」様式第2号〕により手直し指示を行い、また、手直し工事を完了すれば監督職員が確認したうえ、手直し工事の前(中)後の写真を付けて報告するように指示する。
- (3) 生駒市建設工事成績評定要領に基づき評定を行う。

#### 附 則

このマニュアルは、平成19年6月1日から施行する。

#### 附 則

このマニュアルは、平成28年8月1日から施行する。

#### 附 則

このマニュアルは、令和2年12月1日から施行する。

#### 附 則

このマニュアルは、令和6年8月1日から施行する。

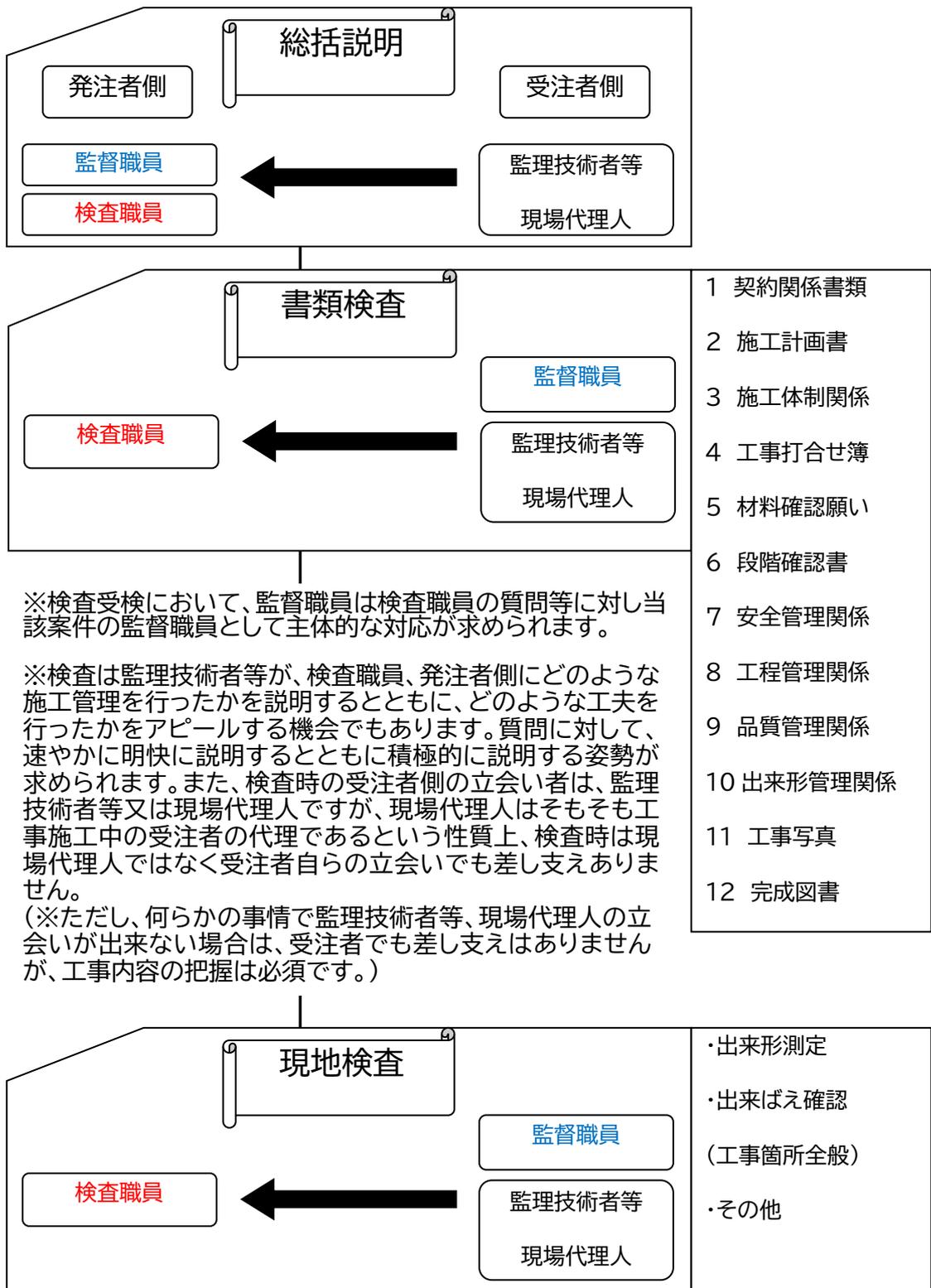
# /// 工事完成検査についての注意点 ///

工事完成検査を円滑に実施できるよう。次の点に注意の上、準備等をお願いします。

## ※検査の立会い等

- ・検査の立会いは、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人(もしくは受注者)となっております。
- ・検査は、監理技術者等(主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は、監理技術者補佐をいう。以下同じ)が「実質的な関与」を十分行ったかどうかを確認する場でもあります。
- ・基本的には、監理技術者等が一人で全て説明できることが必要です。(下請けの主任技術者の立会い、説明は不要です。)

## ※受検体制



## /// 工事完成検査についての注意点 ///

### ※検査前に必ず行う事項について

完成届提出時まで、下記の点に注意してください。

- ・段差、排水処理、管勾配、法面の崩壊、清掃など、手直しすべき点がないか。  
(検査までにしておくべき事がないか。検査時に手直し指示があると評価が下がります。手直し期間が契約工期内に収まるが大原則です。)
- ・測点明示はできており、計測が円滑に行えるか。
- ・土地所有者、付帯・補償工事等、関係者の同意・了解が得られているか。

### ※円滑な計測について

検査時に円滑な計測ができるよう、下記の点に注意してください。

- ・出来形成果表の作成に漏れがないこと。  
(施工計画書の出来形管理項目と整合していること。)
- ・測点を必ず現場に明示し、計測箇所の測点番号などが確実に分かること。
- ・出来形成果表、出来形図は雨風等により、破損しても支障がないよう、提出した出来形図とは別にコピーを準備しておくこと。
- ・出来形図が平均断面法か、ヘロンによる三斜計算か、事前に説明を行うこと。
- ・計測機器(レベル、スタッフ、スチールテープ、脚立等)は受注者で準備してください。

### ※現道上での検査について

現道上での検査は、通行車両等に迷惑を掛けないよう、安全に検査を行う必要があります。下記の点に注意してください。

- ・計測時の交通誘導警備員等の配置を行うこと。
- ・通行車両に支障を与えないよう短時間で計測できること。  
(事前に計画し提案等を行うこと。)

公共工事の検査業務に携わる職員には

・幅広い技術の知識と豊富な技術経験や的確な判断力並びに高い倫理観等が求められている。

・また、技術検査実施後の工事成績評定点は、総合評価での加点など活用の場が拡大しており、工事成績評定点にあたっては、これまで以上に公平性、客観性、説明性のある評定を行うことが重要である。

これらを踏まえた上で、検査職員の心得・検査にあたっての留意点等の基本事項を以下に示します。

### ① 実施及び資料に基づき事実を正しく判断して厳正に行う。

検査職員としての原点です。疑義が生じた場合は、まずは監督職員に質問し、補完事項がある場合は受注者が回答を行い納得出来る事実を確認した上で厳正に対処する必要があります。ただし、あرا探しの検査に陥ることがないように注意することが大切です。

### ② 客観的かつ公正な態度と判断で行う。

検査は、工事目的物が設計図書に適合しているか否かを確認するものです。自らの知識や経験から受注者の対応に感情的になったりすることのないように、常に公正な態度に心がける必要があります。

### ③ 受注者との信頼関係を保持し、誠意を持って行う。

受注者に対する疑念という先入観を持たずに受注者を信頼して誠意を持って行うことが大切です。ただし、過度な信頼は禁物であり、自らの知識・経験に照らして資するべきは資するという態度に心がける必要があります。

### ④ 受注者とは対等であるとの認識は持って接する。

受注者に対して優位であるかのような態度は厳に慎むべきです。立場の違いはあっても、上下関係のないことを認識する必要があります。

### ⑤ 工事の目的・内容を把握し主眼点をおき、資料や現場をよく観察する。

全数検査ではなく抜き取り方式を基本としていますので、検査の着眼点をいち早く見抜き、資料や現場での観察を十分行って判断することが大切です。効率的で的確な検査を行うためには、日頃から技術や知識の研鑽や事前の準備も必要です。

### ⑥ 質問、指摘、指示等は明確に行う。

質問、指摘、指示などはわかりやすい言葉で相手にはっきりと内容が伝わる必要があります。監督職員が即答できない場合は、受注者が補完してください。即答できない場合は、調べる時間を与えるなど納得のいく検査を心がける必要があります。

### ⑦ 検査職員としての誇りと信念を持って行う。

公共工事の真の発注者である市民の代行者として、工事目的物を引き取るための検査を行っているという自覚を常に有していかなければなりません。

検査職員は、以上の心得を念頭において

・検査の開始を明確に宣言した上で的確な検査を実施します。

・検査終了時には受注者に対して明確な可否の判断、検査についての講評を行います。

## 一般的な検査フロー

### 【 内 業 検 査 】

1. 工事概要の説明を受ける。



2. 設計内容等を設計書、図面仕様書により理解する。



3. 監督員との協議事項及び設計変更の対象となるべきものが処理されているか。  
指示書・協議記録・工事打ち合わせ簿の確認。



4. 工事の実施工程、進捗状況について説明を受ける。



5. 材料調書、施工計画書、工事記録写真等について説明を受ける。



施工  
計画  
書

6. 施工計画書の内容、使用材料が設計図書等と合致しているか。



7. 施工計画書のとおり施工されているか。



8. 指定仮設があるか。



材  
料  
関  
係

9. 指定した材料の検査書類はあるか。



10. ミルシート、カタログが整っているか。



11. 試験値と規格値の関係をチェックする。



12. コンクリート等の配合、補正が設計図書と合っているか。  
打設日(施工日)が工事写真、日報、工程表と合っているか。



施  
工  
関  
係

13. 社内検査・工場検査等の記録が整備されているか。



14. コンクリート強度について完成日に少なくとも1週強度試験結果書類が整っているか。



15. 出来形管理、品質管理が行われているか。  
測定項目、測定値は満足されているか。



安  
全  
管  
理

16. 施工途中に事故はなかったか。



17. 安全施設、標識等が整備されているか。

工事写真

- ↓
18. 写真の整理が系統的になされているか。
- ↓
19. 不要の写真はないか。写真の不足はないか。
- ↓
20. 寸法、形状等について正しく写っているか。
- ↓
21. 不可視(隠蔽)部分の写真は完全か。
- ↓
22. 工事写真により内容が理解できるか。  
余白欄に作図、注釈が記入してあるか(必要な場合)
- ↓
23. 工事全体が明確に写っているか。
- ↓
24. 完成図等が整備されているか。
- ↓
25. 書類関係の不備があれば、再整理を指示する。

【 外 業 検 査 】

26. 数量及び各測定について設計図書等と対比して疑問な点があれば測定する。



27. 出来形測定結果の確認。



28. 判定値からはずれたものがあれば再測し判断する。



29. 試運転調整等の記録と検査運転時の結果について対比し判断する。



30. 出来ばえ等の技術的判断をする。



31. 手直しがあれば補修を指示する。



32. 検査関係書類等作成



33. 工事成績評定及びその結果の通知・公表を行う。